

意見書案第1号

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月21日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 染 谷 和 博

〃 〃 山 野 井 隆

〃 〃 根 岸 裕 美 子

## 政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書（案）

自由民主党の派閥が、政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘されています。

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支を公開し、公明・公正な政治活動の確保、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、国民に対し政治資金の収支の状況を明らかにすることを本旨としています。今般の件は、同法に抵触する疑いがあり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為です。

こうした国民の疑惑を解消するため、2月29日及び3月1日に衆議院政治倫理審査会が開かれましたが、いずれの議員も「会計処理に関与していない。全て事務方に任せていた」と答え、自身の政治団体の不記載も秘書らに任せており「認識していなかった」などの答弁を繰り返し、政治資金パーティーの収入の一部が議員個人に還流するようになった経緯も含めて明らかにならず、疑惑解明には全くつながっていません。

以上のことから、国会において、高まる国民の政治不信を払拭するため、今回の疑惑の全容が徹底解明されるよう、下記の事項を実行するよう強く求めます。

### 記

- 1 疑惑のある議員全員の参考人招致、更に証人喚問を行うこと。
- 2 秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法の改正案を今国会で成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣